

## 議案第 5 号

白井市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

白井市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 4 日 提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

### 提案理由

本案は、道路占用に係る占用料を見直すため、条例の一部を改正するものです。

白井市道路占用料条例の一部を改正する条例

白井市道路占用料条例（平成17年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		単位	占用料
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本1年につき	850円
	第2種電柱	1本1年につき	1,300円
	第3種電柱	1本1年につき	1,700円
	第1種電話柱	1本1年につき	760円
	第2種電話柱	1本1年につき	1,200円
	第3種電話柱	1本1年につき	1,600円
	その他の柱類	1本1年につき	76円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル 1年につき	7円
	地下に設ける電線その他 の線類	長さ1メートル 1年につき	4円
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	740円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートル1年 につき	450円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,500円
	郵便差出箱及び信書便差	1個1年につき	630円

	出箱		
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	1,700円
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,500円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	31円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	45円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	68円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	91円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	130円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	180円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	310円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	450円

	外径が1メートル以上のもの		長さ1メートル 1年につき	910円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1年につき	1,500円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	860円
	地下に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	510円
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,500円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日につき	17円
	その他のもの		占用面積1平方メートル1月につき	170円
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（ア一チであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	170円
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	1,700円
	標識		1本1年につき	1,200円
	旗ざお	祭礼、縁日そ	1本1日につき	17円

	の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの		
	その他のもの	1本1月につき	170円
幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であ るものを 除く。）	祭礼、縁日そ の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの	その面積1平方 メートル1日に つき	17円
	その他のもの	その面積1平方 メートル1月に つき	170円
アーチ	車道を横断す るもの	1基1月につき	1,700 円
	その他のもの	1基1月につき	860円
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方 メートル1年に つき	1,500 円
令第7条第4号に掲げる工事用施設 及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方 メートル1月に つき	170円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物 及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方 メートル1月に つき	150円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の白井市道路占用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前

の占有に係る占有料については、なお従前の例による。

議案第5号資料

○白井市道路占用料条例（平成17年条例第16号）新旧対照表

改正案				現行			
(略)				(略)			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	850円	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	740円
	第2種電柱	1本1年につき	1,300円		第2種電柱		1,100円
	第3種電柱	1本1年につき	1,700円		第3種電柱		1,500円
	第1種電話柱	1本1年につき	760円		第1種電話柱		660円
	第2種電話柱	1本1年につき	1,200円		第2種電話柱		1,000円
	第3種電話柱	1本1年につき	1,600円		第3種電話柱		1,400円
	その他の柱類	1本1年につき	76円		その他の柱類		66円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	7円		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6円
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につき	4円		地下電線その他地下に設ける線類		3円
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	740円		路上に設ける変圧器	1個につき1年	650円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	450円		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	390円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,500円		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,300円
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	630円		郵便差出箱及び信書便差出箱		550円
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	1,700円		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800円
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,500円		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,300円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	31円	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	27円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	45円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		39円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	68円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		59円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	91円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		79円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	130円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	180円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		150円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	310円		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		270円

	もの			
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル	450円	
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル	910円	
	もの	1年につき		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートル1年につき	1,500円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占有面積1平方メートル1年につき	860円	
	地下に設ける通路	占有面積1平方メートル1年につき	510円	
	その他のもの	占有面積1平方メートル1年につき	1,500円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートル1日につき	17円	
	その他のもの	占有面積1平方メートル1月につき	170円	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	170円
	その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	1,700円	
第7条第1号に掲げる物件	標識	1本1年につき	1,200円	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	17円
		その他のもの	1本1月につき	170円
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	17円
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	170円
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	1,700円
		その他のもの	1基1月につき	860円
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートル1年につき	1,500円	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートル1月につき	170円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占有面積1平方メートル1月につき	150円	

(略)

	もの			
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			390円
	外径が1メートル以上のもの			790円
	もの			
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートル1年につき	1,300円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占有面積1平方メートル1年につき	900円	
	地下に設ける通路	占有面積1平方メートル1年につき	540円	
	その他のもの	占有面積1平方メートル1年につき	1,300円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートル1日につき	18円	
	その他のもの	占有面積1平方メートル1月につき	180円	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	180円
	その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	1,800円	
第7条第1号に掲げる物件	標識	1本につき1年	1,000円	
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	18円
		その他のもの	1本につき1月	180円
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	18円
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	180円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,800円
		その他のもの	1基につき1月	900円
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートル1年につき	1,300円	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートル1月につき	180円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占有面積1平方メートル1月につき	130円	

(略)